

令和 8 年 7 月
令和 8 年第 5 回 栃木市議会臨時会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 1 3 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 7 6 号	副市長の選任につき同意を求めることについて	5
議案第 7 7 号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	6

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年7月31日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

専決第14号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第15号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第16号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 4 日

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和 8 年 3 月 1 2 日、栃木市久保田町地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

小山市小宅地内居住者

2 損害賠償の額

6 2 , 5 6 3 円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和 8 年 3 月 1 2 日、栃木市聖地公園において発生した公園管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市皆川城内町地内居住者

2 損害賠償の額

6 4 , 9 0 0 円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 16 日

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和 7 年 12 月 4 日、栃木市川原田町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木県

2 損害賠償の額

88,813 円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市副市長に選任することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 7 月 3 1 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

住 所 栃木市沼和田町 9 番 1 5 号 ユーミーアサヒ 3 0 2 号

氏 名 高野 義宏

生年月日 昭和 4 2 年 2 月 9 日

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価員に選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 7 月 3 1 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

住 所 栃木市沼和田町 9 番 1 5 号 ユーミーアサヒ 3 0 2 号

氏 名 高野 義宏

生年月日 昭和 4 2 年 2 月 9 日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

